ぽかぽか通信 NO. 3

2014. 10 月

ぽかぽか★サポートチーム（原発賠償ひょうご訴訟）事務局発行　http://pokapoka-hyogo.weebly.com/

東電と国を提訴して１年経ちました。
原告はなぜ避難しないといけなかったか？裁判所に来て耳を傾けてください

これは、東京電力福島第１原発事故でかけがえのない「あたり前の日常」を破壊された被害者が、完全賠償だけでなく医療的措置を含めた十分な恒久的補償制度を確立させ、憲法上の自己決定を尊重する「避難する権利」を勝ち取り、東電の過失責任とそれを放置してきた国の責任を明確にすることを通じて、地球上で二度と同じような惨事を繰り返させない安心できる社会を実現して、「子どもたちの未来」を取り戻すことを求めている集団訴訟です。

第一次訴訟（2013 年９月）福島県から兵庫県に避難している 18 世帯 54 人、第二次訴訟(2014 年３月)福島、宮城県からの 11 世帯 29 人です。

第１次訴訟第５回期日
第２次訴訟第３回期日

11 月 11 日（火）13：30

神戸地方裁判所ロビーに集合

14:00～神戸地方裁判所 101 法廷

短時間かもしれませんが、大法廷をうめつくしましょう。
傍聴者の「数」は裁判所にも訴える力になります。

婦人会館（裁判所近く）にて報告会
（終了予定 15:00）

子どもさん連れ OK！託児あります

今後の予定
2015 年　1 月 22 日(木) 11 時(集合 10 時半)
3 月 12 日(木) 11 時(集合 10 時半)
5 月 21 日(木) 11 時(集合 10 時半)

兵庫県原発被災者支援弁護団　事務局
神戸合同法律事務所　弁護士　辰巳　裕規
住所：〒650-0044
兵庫県神戸市中央区東川崎町１丁目３－３
電話：　078-371-0171　Fax：　078-371-0175
http://hinansha-hyogo.sakura.ne.jp/

原告より

福島県から実家のある兵庫県に自主母子避難しています。私が避難を決めたのは爆発直後にもらった親類からの「チェルノブイリでは放射性物質は 1,000 キロ以上飛んでいった」という助言からでした。その次の日には避難して、当たり前の日常から避難生活という非日常が３年半続いています。

あっという間の３年半でしたが、日に日にストレスは積もる一方です。子どもたちがこちらで元気に外で遊べているのだけが救いです。自然豊かな街が大好きだったので帰れるものなら帰りたいですが、そこに放射性物質があると思うと帰れません。程度の差はあるけれどそこは間違いなく汚染されているのですから。どの程度の被曝で健康被害がでるかどうかは今わかることではないので、国や東電にはきっちり汚染させたという事実を認めていただき、空間線量で線引きするのではなく、汚染させた所から避難する権利を認めていただき、子どもたちの心身の健康を守る制度を作っていただきたいと思います。

この想い、たくさんの方に知ってほしい、考えてほしい

若手弁護士の熱い志が裁判所を動かします

弁護団より（宮地重充弁護士）

原発賠償ひょうご訴訟が提起されてから，１年になります。私は弁護士になって２年目ですが，原発の規制に関する膨大な資料や複雑な法律・組織の仕組みを理解するため，先輩弁護士と勉強会をする等して，日々精進しております。国は，このような事態に備えて，わざと理解困難な仕組みを作っているのでは，と思うことすらあります。

しかし，私は，そのような難しい議論だけではなく，東電，国，そして裁判所には，まず，原告の皆様の声に耳を傾けてもらいたいと思っています。なぜ避難したのか，避難をすることでどんな苦難があったのかをしっかりと理解してもらいたいのです。

原告の皆様の声が届くように，私も弁護団の一員として，微力ながら頑張っていきたいと思いますので，今後とも，よろしくお願い致します。

原発賠償ひょうご訴訟

ぽかぽか★サポートチーム

入会のご案内 2014.10

ぽかぽか★サポートチーム
尼崎市潮江 1-3-30KDI ビル４階
事務局（松本理花）
080-4243-0494

当たり前の日常を取り戻し、子どもに安心できる未来を確保するために、裁判を通じて社会に訴えるために立ち上がった兵庫のみなさんをサポートするチームです。この原告のみなさんを、支え、応援するために、みなさんのお力を末永くお貸しください。
ぽかぽか★サポートチームは「個人」加入です。また、匿名の参加もＯＫです！
この裁判は、事故を起こした東京電力、規制できなかった国の責任を問う息の長い闘いになると思います。原告には小さい子どもさんも、福島で頑張っているお父さんも、いらっしゃいます。この先、いろいろなことがあるでしょう、心が折れそうになったりすることもあるかもしれない。そんな時に、原告のみなさんをささえて背中を押したり、頼もしい弁護団にさらにがんばってもらえるように叱咤激励したり、、、、、、できる範囲のことだけでいいです、できる限り無色透明だけれど，原告のみなさんには心強い存在でありたい、そんな感じのチームです。
「ぽかぽか」とした気持ちで、ゆるゆるとつながりながら、末永～く、やっていきましょう❣

ホームページより　http://pokapoka-hyogo.weebly.com/

第４回口頭弁論期日(9/9)の報告

原告の主張

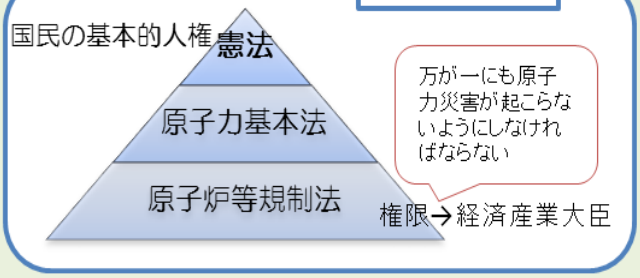

VS

被告（東京電力の主張）

原子力損害賠償紛争審査会の指針に沿って合理的かつ相当で自主的避難者に対する相当の賠償を行っている。
既に自主的避難者に対する相当の賠償を行っている

弁護団より 今後の裁判では

被告（国）
↓
✓ 原発事故の特殊性
✓ 原子力は国策民営で推進されてきた
✓ 原子力安全委員会の各種指針と経済産業大臣の権限との関係
被告（東京電力）
↓
✓ 東電が主張する賠償方針は被害の実態を反映しない
✓ 被害の実態を直視すべき

ぽかぽかメンバーより
原子力災害によって壊されたあたり前の日常
…自然に囲まれて家族で楽しい日々、だけじゃない。日常に抱えていた仕事や、学校、ご近所、家庭（親の介護、子の教育、夫婦）、健康、お金等の問題も、より深刻になってしまったんじゃないか。自分に置き換えてみる…やっぱり、他人事ではないわ。（M）

是非あなたもチームのメンバー登録をしてください

★申し込みはこちら↓

メーリングリストで情報の共有やぽかぽかな交流をしています。

右のアドレスにメールをする。(携帯メールでも可)
ML 上のお名前公開の可否を書いてください

→ pokapoka-hyogo@freeml.com

又は

メールを受け取れない方は
右にお名前を書いて FAX する
尼崎駅前法律事務所あて（FAX　06-6494-2951）

→ お名前
ご住所〒

サポートのためのカンパも受け付けています！

りそな銀行　西宮北口支店　普通　１３９０４６７
ぽ　か　ぽ　か　サ　ポ　ー　ト　チ　ー　ム